

## 中国の空港における入国時の指紋採取について

平成30年5月3日  
在瀋陽日本国総領事館

1 東北三省の以下の国際空港において、中国入国時に外国人に対する指紋採取が開始されました。

- (1) 瀋陽桃仙国際空港 2018年4月30日から
- (2) ハルビン太平国際空港 2018年4月30日から
- (3) 長春龍嘉国際空港 2018年4月30日から
- (4) 延吉朝陽川国際空港 2018年4月30日から
- (5) 大連周水子国際空港 2018年5月 1日から

2 本件措置は、満14歳から満70歳までの外国人に対し、入国審査時に指紋採取を行うというもので、入国時には毎回必要です。北京首都空港を始め中国各地の空港に順次導入されており、入国審査にはこれまでより時間を要することもありますので、到着後の日程には余裕をもたせるなど注意が必要です。

3 中国公安部の本件措置に関する発表の内容については、在中国大ホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

[http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular\\_j/joho170209\\_j.htm](http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/joho170209_j.htm)